

市立病院事務局一体化プロジェクトサポート業務仕様書

1 業務内容

本業務の名称は「市立病院事務局一体化プロジェクトサポート業務」とする。

2 業務目的

地方独立行政法人京都市立病院機構京都市立病院事務局が一致団結して問題の解決に当たるために立ち上げる「市立病院事務局一体化プロジェクト」を実効性のあるものとするため、外部の知見や経験を活かして当該プロジェクトの運営支援を行う。

3 委託業務内容

- (1) 事務局一体化プロジェクトを成功させるための組織に対してのファシリテータ役
- (2) マネジメント基礎知識勉強会、セミナーの実施
- (3) マネジメントシステムの構築と運用、実効支援運行コースの作成企画
- (4) 上記のほか、当該業務の目的を達成するために必要な業務

4 委託期間

平成30年7月10日から平成31年3月31日まで

5 受託者の要件

- (1) 過去に会社組織の改善を行った実績を有していること。
- (2) 必要な場合、市立病院に来院して協議及び指導が行えるとともに、病院担当者と十分な連絡がとれること。

6 提案書に特に含むべき内容

- (1) 一体化プロジェクトを推進するための組織の提案とその運用方法
- (2) マネジメント基礎知識勉強会の概要
- (3) マネジメントシステムの構築・運用、実効支援のやり方
- (4) 具体的なサポートのスケジュール案
- (5) 上記のほか、必要と考えられる内容

7 実施方法及び当機構への訪問

必ず、現地を訪問し、進捗状況の確認のため、現場のフォローアップを行うこと。また、実行状況を把握するため、フォローアップとサポートを月2回程度、メール通信の形で実施すること。緊急の場合の連絡先も明らかにすること。

(一例として、機構への訪問は月に最低4日～最大6日とする。)

8 報告等

- (1) 受託者は活動記録を作成して、業務終了に際し、報告書を任意様式で提出すること。
- (2) 委託者が求めた際には、活動記録や報告書に係る関係書類を速やかに提出すること。

9 その他

- (1) この仕様書に規定する事項は、受託者がその責任において履行するものとする。
- (2) 本業務委託について、契約書に定められた事項以外は、この仕様書によるものとする。
- (3) 契約書及び仕様書に明示のない場合、又は疑義を生じた場合は、委託者と受託者の双方が契約に基づき誠意を持って協議のうえ定めるものとする。